

## なだかつトライアル補助金交付要綱

令和6年3月27日 灘区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、灘区内における地域の課題解決及び地域の活性化を目指して取り組む活動に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象団体)

第2条 補助事業の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2人以上で組織されていること
- (2) 灘区内の地域の課題解決や地域の活性化を目指して取り組む活動を実施すること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

### (対象活動)

第3条 補助の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 灘区内の地域課題の解決や地域の活性化を目指して取り組む活動であること
- (2) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (3) 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと
- (5) 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- (6) 神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けていない活動であること
- (7) 神戸市政及び灘区政の方針に反する活動でないこと
- (8) 法令に違反する活動でないこと
- (9) 新規性や変化のない、既存事業の継続・拡充のみと見なされる活動でないこと

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助金交付決定後から翌年の3月15日までとする。

### (補助金の内容)

第5条 補助は、次条に定める補助対象経費の範囲内で行う。ただし、申請は同一活動に対し2回（単年度の申請は1回まで）を限度とする。

2 区長は、補助の対象となる活動に対して、前項に定める範囲内で50,000円を上限として

補助をすることができる。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等に要する費用
- (2) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材の借上料
- (3) 役務費 保険料、会場設営費等の人手を要する費用
- (4) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金
- (5) 旅費 活動にかかる交通費
- (6) 委託料 調査等の委託料
- (7) その他区長が必要と認める経費

2 補助事業実施当日に荒天や天変地異、その他予期せぬ事情により補助事業の実施が不可能となった場合、区長は、その準備にかかった費用について内容を精査し、補助対象経費とすることができる。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 団体を運営するための経費
- (4) その他区長が適当と認めないもの

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める期間内に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号別記1）
- (3) 収支予算書（様式第1号別記2）
- (4) 団体概要（様式第1号別記3）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、申請案件について、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、第2条および第3条の要件及び別に定める審査基準に該当するか書面等において審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 区長は、補助の採否及び補助金の予定額を、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請団体に対して通知する。

3 第1項の場合において、区長は、補助金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第9条 団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、採択団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書
- (4) 事業に要した費用を証する書類

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに採択団体に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金額確定通知書通知後、速やかに補助金を採択団体へ支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は補助金額確定通知書の金額を減額修正することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該採択団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。